

ジブラルタ生命の 介護保険金割増年金支払特約

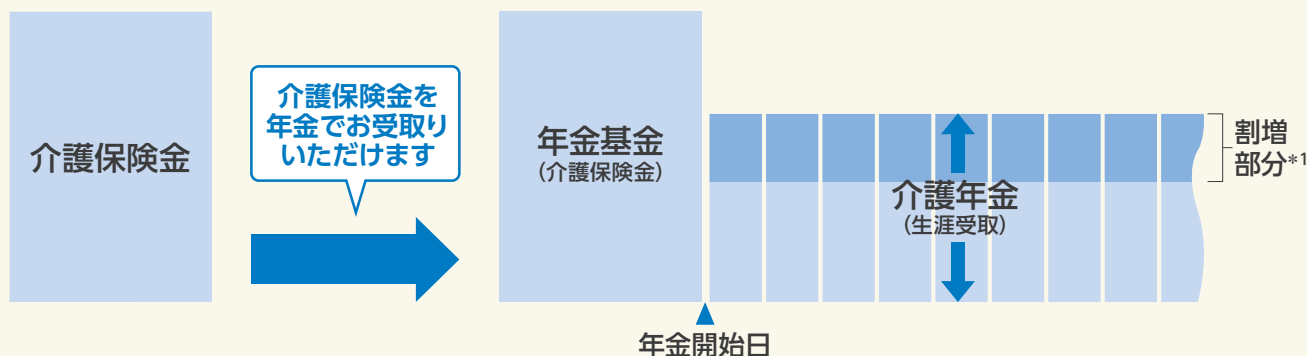
特約保険料は
必要
ありません

介護保険金を通常の年金よりも割増された介護年金でお受取りいただける特約です。

介護保険金割増年金支払特約のしくみ

■ 介護年金のお受取りイメージ

【介護保険金の支払事由に該当】



*1 割増部分は性別・年齢等により異なります。また、年齢により割増部分がない場合もあります。

1 主契約の介護保険金の全部または一部を通常の年金よりも割増された介護年金としてお受取りいただけます。

つぎのいずれにも該当された場合、一生涯介護年金をお受取りいただけます。

- 2
- ①主契約の介護保険金の支払事由に該当し、介護保険金が支払われることとなること
 - ②年金開始日における被保険者の年齢が満40歳以上であること
 - ③介護年金の請求書類が当社に到着していること

※第2回以降は、被保険者が年金支払日に生存されている場合、介護年金をお受取りいただけます。

■ 選択できる年金種類

年金種類等		内容	イメージ
保証金額付 介護終身年金	年金基金に充当した額を保証	生きている限り介護年金をお受取りになれます。	死亡一時金保証期間
保証期間付 介護終身年金	保証期間： 5年、10年、15年、20年	生きている限り介護年金をお受取りになれます。	保証期間

※介護保障付終身保険 (低解約返戻金型) および米国ドル建介護保障付終身保険 (低解約返戻金型) のご契約時、この特約の年金種類は、「保証金額付介護終身年金」となります。

ご検討にあたってご確認いただきたい事項を裏面の「くわしくは…」に記載していますのでご覧ください。

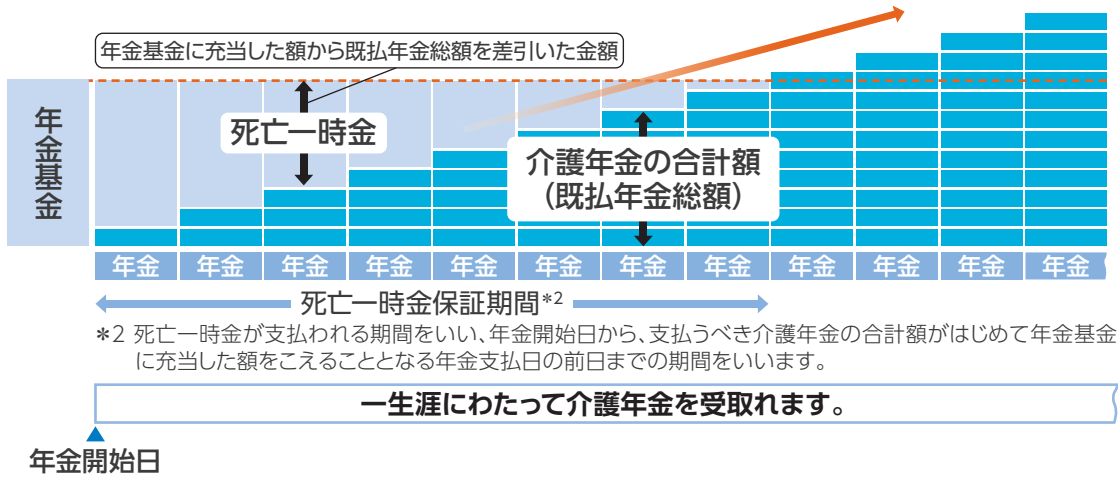


くわしくは…

被保険者が死亡された場合について

- 保証金額付介護終身年金の死亡一時金保証期間中に被保険者が死亡された場合は、死亡一時金(年金基金に充当した額から既に支払った介護年金および既に支払うことの確定した介護年金の合計額を差引いた金額)をお支払いします。

■ 保証金額付介護終身年金のお受取りイメージ



- 保証期間付介護終身年金の保証期間中に被保険者が死亡された場合は、死亡一時金(保証期間の残存期間に対する介護年金の現価に相当する金額)をお支払いします。

介護保険金を年金受取された場合の課税

- この特約の介護年金受取人は主契約の介護保険金の受取人(被保険者)です。

介護年金の受取人	特約の付加時期					
	〔1〕介護保険金支払事由発生前			〔2〕介護保険金支払事由発生後(保険金支払前)		
	支払事由発生時	年金受取時	年金の一括受取り	支払事由発生時	年金受取時*	年金の一括受取り*
被保険者	非課税	非課税	非課税	非課税	所得税・住民税 (雑所得)	所得税・住民税 (雑所得)

*課税対象は、非課税とされた介護保険金を上回る部分についてです。

※〔1〕介護保険金支払事由発生前に特約を付加された場合で、事由発生時もしくは発生後に年金種類を変更された場合は〔2〕の課税となります。

その他

- 介護年金額が当社所定の金額に満たない場合はお取扱いできないことがあります。
- この特約は、主契約に付加してご契約いただきます。
- 主契約が米国ドル建保険の場合、介護年金は円でお受取りいただけます。この場合、第一回介護年金支払日の前日における当社所定の為替レートにより円に換算された介護保険金が年金基金として充当されます。
- 介護保険金受取人が法人の場合、この特約を付加できません。



当パンフレットには、商品の仕組みや特徴をわかり易くご案内するために商品の概要を記載しています。

詳細については、必ず「契約概要」「注意喚起情報」「ご契約のしおり・約款」をご覧ください。

なお、当パンフレットに記載しているお取扱いについては、実際にお取扱いを行う時点における、当社所定の範囲内でのお取扱いとなります。

「契約概要」「注意喚起情報」「ご契約のしおり・約款」は、商品内容の詳細や「保険金等をお支払いできない場合」などのお客さまにとって不利益となる事項、ご契約についての大切な事項などを記載したものです。

- 当パンフレットに記載している税務取扱については、2020年9月現在のものであり、法律改正および制度改正等により変わる場合があります。

個別の税務取扱につきましては、所轄の税務署等にご確認ください。



ジブラルタ生命保険株式会社

本社 / 〒100-8953 東京都千代田区永田町 2-13-10

コールセンター 0120-37-2269 (通話料無料)

ジブラルタ生命のホームページ <https://www.gib-life.co.jp/>